

黒石市特別支援教育支援員規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月26日

黒石市教育委員会教育長 阿保淳士

黒石市教育委員会規則第4号

黒石市特別支援教育支援員規則の一部を改正する規則

黒石市特別支援教育支援員規則（平成24年黒石市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（任用）

第3条 支援員は、第3項の規定により黒石市教育委員会に登録されたものの中から、予算の範囲において任用する。

2 任用の期間は、任用した日から当該年度の3月31日までとする。

3 支援員として任用を希望する者は、履歴書（様式第2号）を教育委員会に提出して登録する。

第5条に次の1項を加える。

2 支援員を配置した児童生徒が学校を欠席した場合は、校長が必要と認める業務を行うものとする。

第8条第3項を削る。

第9条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第12条中「所属する支援員の報酬の計算期間」を「月の初日から末日までの支援員」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。